

25初児生第3号
平成25年4月2日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区法第12条第1
項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

白間 竜一 郎



(印影印刷)

学校等と法務省の人権機関との連携強化について（通知）

標記については、これまでも各学校及び教育委員会（私立学校においては知事部局。以下「学校等」という。）において積極的に取り組んでいただいているところですが、いじめの問題は依然として深刻な状況にあります。

昨年実施した「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」調査結果においては、「いじめの問題に関し、地方法務局の人権擁護担当部局との連携を図っている」と回答した都道府県・政令指定都市教育委員会が約8割、市区町村教育委員会が約5割にとどまっている状況が明らかになりました。

また、本年2月26日に取りまとめられた教育再生実行会議の第一次提言においては、いじめから一人でも多くの子どもを救うために、社会総がかりでいじめに対峙していくため、関係機関との連携・協力が求められており、学校等が連携する機関として、法務局・地方法務局とその支局及び人権擁護委員（以下「人権機関」という。）があります。これらの機関では、児童生徒を含む国民一人一人が人権への理解を深めるための「人権啓発」及び、人権問題全般について相談に応じ、学校におけるいじめの事案等について人権侵犯事件として調査を行い、被害の救済を図る「人権救済」を行っています。（別添「法務省の人権機関の取組」参照）

貴職においては、これらの取組を活用するなど、更なる連携を推進するため、管下の学校等に対し、下記の事項の周知をお願いします。

なお、本件については、法務省人権擁護局と協議済みであることを申し添えます。

記

1. いじめの未然防止のためには、道徳教育の充実を図るとともに、児童生徒一人一人の人権意識を高める教育を充実することが重要であり、授業や講演会、教員研修等において、法務局職員や人権擁護委員を招くなどの連携を図ることが効果的であること。

また、児童生徒に対する人権機関の取組や相談窓口が周知されるよう、その取組に関するポスターの学校内掲示等の広報に積極的に協力するよう努めること。

2. 人権侵犯事件の調査について理解するとともに、学校等に調査の協力を求められた場合は、速やかに協力すべきであること。

また、学校におけるいじめ問題の解決を図るため、当事者や保護者による話し合いや有識者を交えてのケース会議などの各種協議の場に法務局職員や人権擁護委員の出席を求めるなどの連携を図ることは重要であること。

(添付資料)

「法務省の人権機関の取組」

「法務局・地方法務局 所在地等一覧」

【本件問合せ先】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導第一係
住所：東京都千代田区霞が関3-2-2

電話：03-5253-4111（内線2561）

E-mail：s-sidoul@mext.go.jp 中谷、市川、小向

法務省の人権機関の取組

第1 法務省の人権機関

法務省の人権に関する機関には、法務省人権擁護局、その下部機関である法務局・地方法務局及びその支局並びに人権擁護委員（以下「法務省の人権機関」という。）があります。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちであり、現在、約14,000名の委員が全国の各市町村に配置され、活動を行っています。

第2 法務省の人権機関の取組

1 人権啓発

法務省の人権機関は、児童生徒一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうために、様々な活動を行っており、小・中学校等においては、次の活動を行っています。

(1) 人権の花運動

人権擁護委員らが地元の小学校などに出向いて配布した花の種子や球根などを、子どもたちが協力しあって育てることを通じて、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊重思想を育み、情操を豊かなものにすることを目的とした活動

■過去4年間の人権の花運動の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加学校(団体)数	3,161	3,397	3,574	3,661
参加者数	531,969	529,427	498,983	513,878

(2) 人権教室

主に小・中学生などを対象に、人権の花運動における学校訪問や総合的な学習の時間などの機会に、主に人権擁護委員が、啓発ビデオ、啓発冊子や手作りの紙芝居などを使用して、思いやりの大切さなどを伝える活動

■過去4年間の人権教室の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	11,353	12,493	12,595	13,123
参加者数	437,640	472,552	453,435	506,802

(3) 全国中学生人権作文コンテスト

中学生が作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会が共に主催する作文コンテスト

■過去5年間の全国中学生人権作文コンテストの実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
応募校数	6,593	6,624	6,311	6,682	6,819
応募者数	866,269	883,746	887,012	893,258	937,287

2 人権救済

(1) 人権相談

人権に関する問題一般について、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じる活動で、人権相談所での面談、電話、手紙、インターネットにより受け付けていますが、児童生徒のために、次のような方法でも相談を受け付けています。

ア 子どもの人権SOSミニレター

全国の小・中学生を対象に、毎年秋に配布している便箋兼封筒であり、児童・生徒が書き込んで投函すれば法務局・地方法務局に送付され、法務局職員と人権擁護委員が連携して返信等の対応をするもの

イ 「子どもの人権110番」(0120-007-110)

子どもの人権に関する問題を専門に扱う、フリーダイヤルの電話相談窓口

ウ 「子どもの人権SOS-eメール」(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>)

子どもの人権に関する問題を専門に扱う、インターネット上の人権相談窓口

(2) 人権侵犯事件の調査処理

被害の申告があったときなどに手続を開始し、調査を実施して事実を把握し、申告した者と相手方との関係を調整したり、申告をした者等に対して必要な援助をするなどして救済を図る活動であり、いじめ事案、児童虐待事案なども対象として取り扱っています。

法務省の人権機関の取組の具体的事例

事例1 学校におけるいじめ事案

通学する小学校でいじめを受けている女子児童から、子どもの人権SOSミニレターにより相談があり、調査を開始した事案です。

法務局は学校側に対して、いじめ防止に向けた具体的対策を講じるよう働きかけるとともに、女子児童の両親と学校間の信頼回復のため、協議の場を設けました。また、同学校の協力を得て、人権擁護委員が出向き、児童らに対し、人を思いやる心の大切さを理解してもらう人権教室を行いました。

事例2 ネグレクト事案

高校の教職員から、自校の女子生徒が父母から養育放棄されているとして、専用相談電話「子どもの人権110番」に相談がされ、調査を開始した事案です。

人権擁護委員及び法務局職員は、民生委員と連携して見守り体制を築いて状況確認を継続し、学校と連携して、女子生徒に対しカウンセリングを受けるよう勧めるなどしました。その後、一方の親が、女子生徒の生活を脅かすような言動をした疑いがあったことから、人権擁護委員及び法務局職員のほか、学校、児童相談所、自治体の子ども家庭支援センター等の関係機関が集まり、関係者会議を開催し、各関係者が協力して見守り体制を整え、被害の予防を図ることが確認されました。

法務局・地方法務局 所在地等一覧(平成25年3月1日現在)

※法務省の人権擁護機関の窓口は、各地の法務局(人権擁護部)・地方法務局(人権擁護課)及びその支局です。

名称	所在地	電話
札幌法務局	060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	(011)709-2311(内線2203)
函館地方法務局	040-8533 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	(0138)23-9528
旭川地方法務局	078-8502 旭川市宮前通東4155-31 旭川合同庁舎	(0166)38-1114
釧路地方法務局	085-8522 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	(0154)31-5014
仙台法務局	980-8601 仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	(022)225-5739
福島地方法務局	960-0103 福島市本内字南長割1-3 福島地方法務局分室内	(024)534-1994
山形地方法務局	990-0041 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	(023)625-1321
盛岡地方法務局	020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	(019)624-9859
秋田地方法務局	010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	(018)862-1443
青森地方法務局	030-8511 青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	(017)776-9024
東京法務局	102-8225 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	(03)5213-1366
横浜地方法務局	231-8411 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	(045)641-7926
さいたま地方法務局	338-8513 さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	(048)859-3507
千葉地方法務局	260-8518 千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	(043)302-1319
水戸地方法務局	310-0011 水戸市三の丸1-1-42 駿優教育会館	(029)227-9920
宇都宮地方法務局	320-8515 宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮地方法務合同庁舎	(028)623-0925
前橋地方法務局	371-8535 前橋市大手町2-10-5 前橋合同庁舎	(027)221-4466
静岡地方法務局	420-8650 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	(054)254-3555
甲府地方法務局	400-8520 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	(055)252-7239
長野地方法務局	380-0846 長野市旭町1108 長野第2合同庁舎	(026)235-6634
新潟地方法務局	951-8504 新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	(025)222-1563
名古屋法務局	460-8513 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	(052)952-8111
津地方法務局	514-8503 津市丸之内26-8 津合同庁舎	(059)228-4193
岐阜地方法務局	500-8729 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	(058)245-3181
福井地方法務局	910-8504 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	(0776)22-4210
金沢地方法務局	921-8505 金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	(076)292-7804
富山地方法務局	930-0856 富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	(076)441-6376
大阪法務局	540-8544 大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	(06)6942-9496
京都地方法務局	602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	(075)231-0131
神戸地方法務局	650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	(078)392-1821
奈良地方法務局	630-8305 奈良市東紀寺町3-4-1 奈良第2法務総合庁舎	(0742)23-5457
大津地方法務局	520-8516 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	(077)522-4673
和歌山地方法務局	640-8552 和歌山市二番丁2 和歌山地方合同庁舎	(073)422-5164
広島法務局	730-8536 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館4階	(082)228-5790
山口地方法務局	753-8577 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	(083)922-2295
岡山地方法務局	700-8616 岡山市北区南方1-3-58	(086)224-5761
鳥取地方法務局	680-0011 鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	(0857)22-2289
松江地方法務局	690-0886 松江市母衣町50 松江法務合同庁舎	(0852)32-4260
高松法務局	761-8077 高松市出作町585-4	(087)815-5311
徳島地方法務局	770-8512 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	(088)622-4171
高知地方法務局	780-8509 高知市柴田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	(088)822-3503
松山地方法務局	790-8505 松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎	(089)932-0888
福岡法務局	814-0005 福岡市早良区祖原14-15 福岡法務局西新出張所庁舎5階	(092)832-4313
佐賀地方法務局	840-0041 佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	(0952)26-2148
長崎地方法務局	850-8507 長崎市万才町8-16 長崎法務合同庁舎	(095)826-8127
大分地方法務局	870-8513 大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎	(097)532-3368
熊本地方法務局	862-0971 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	(096)364-2192
鹿児島地方法務局	890-8518 鹿児島市鵜池新町1-2	(099)259-0884
宮崎地方法務局	880-8513 宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎	(0985)22-5124
那覇地方法務局	900-8544 那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	(098)854-1215